○救急医療機関の認定

指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

○保安林の指定の解除

宮

○都市計画変更の図書の写しの縦覧(四件)

○土地改良区役員の就任及び退任の届出

公安委員会

正 誤

○宮城県告示第三百八十六号

(1)

次

目

○宮城県地域医療計画の変更 告 示

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

○特定計量器の定期検査の実施

○宮城県農業大学校の農産物等の販売に係る生産物売払代金の徴収事務の

○県営土地改良事業計画の縦覧 (七件)

〇公有水面埋立ての免許

○都市計画決定の図書の写しの縦覧(二件)

○少年指導委員の委嘱

○宮城県公報第二九四五号 (平成三十年三月二十七日付け)

中

七

示

告

行

たので、

平成三十年四月三日

医療法

発 宮 城 県 (総務部県政情報・文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話 022 (211) 2267 (毎週火,金曜日発行)

宮城県地域医療計画の概要

宮城県知事

村

井

嘉

浩

第

編

計画の策定

目

次

(医療政策課) 七

> 第三節 第二節 第一節

計画の位置付け

基本理念 計画の趣旨

第四節

計画期間

同

七

(障害福祉課)

第

編 第

東日本大震災からの復興

節

東日本大震災の発生

一節 地域医療復興に向けた取組

第 編 医療の現状

(産業立地推進課)

八 七

第一節

県の姿

同

第二節 人口統計

第三節 県民の受療状況

八

第四節 医療施設の状況

第五節 医療従事者の状況

第六節 各圏域の状況

(水産業基盤整備課)

森林整備課 農村振興課 農業振興課

0

(都市計画課)

同

第四編 第一節 医療圏の設定と基準病床数 医療圏の設定

第二節 基準病床数

(気仙沼地方振興事務所)

 \equiv $\stackrel{-}{=}$ <u>-</u> $\overline{\bigcirc}$

医療提供体制

第一章 安全で良質な医療提供体制の整備

四

第 節 医療機能の分担・連携と集約化の促進

第二節 医療安全対策 地域医療支援病院の整備目標

第二章 いつでもどこでも安心な医療の提供

第

節

がん

同法第三十条の四第十六項の規定に基づき、告示する。 (昭和二十三年法律第二百五号) 第三十条の六の規定により、 宮城県地域医療計画を変更し

第三節 第 一節 脳卒中 心筋梗塞等の心血管疾患

第五節 精神疾患

第四節

糖尿病

第七節 第六節 災害医療 救急医療

第八節

へき地医療

第十節 第九節 周産期医療 小児医療

第十三節 第十四節 難病対策 感染症対策

第十二節 第十一節

歯科医療 在宅医療

第三章 医療環境の充実強化 第十五節

健康危機管理対策

第二節 第一節 医療福祉情報化の推進 医療従事者の確保対策

第三節 医薬品提供体制

第四節 血液確保及び臓器移植等対策

第六編 地域医療構想

第一章 総論

第一節 医療需要・必要病床数及び居宅等における医療の必要量

第二章 区域別構想

第一節 仙南区域(仙南医療圏

第二節 仙台区域(仙台医療圏

第三節 大崎・栗原区域(大崎・栗原医療圏

第四節 石巻・登米・気仙沼区域 (石巻・登米・気仙沼医療圏)

第三章 地域医療構想の推進体制

節 地域医療構想調整会議

医療費適正化の推進

第一章 医療費の動向を踏まえた医療等の現状と課題

> 第 一節 医療費の動向

第二節 生活習慣病及びメタボリックシンドロームの状況

現状と課題の総括

第二章 取組と目標

第一節 目指すべき取組と目標

第二節 計画期間における医療費の見込み

第八編 計画の推進と進行管理

第一章 計画の推進

第一節 関係機関等の役割分担

第二節 計画の推進と連携体制

第二章 計画の進行管理

第一節 PDCAサイクルの推進

第二節 計画の実績評価

編 計画の策定

宮城県地域医療計画は、医療法第三十条の四第一項の規定に基づく宮城県における医療提供体制の 第 第一節 計画の趣旨

第二節 基本理念

第九条第一項の規定に基づく宮城県における医療費適正化を推進するための計画とする。

確保を図るための計画とする。また、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)

担及び連携の推進による切れ目のない医療の提供、在宅医療の充実による患者の生活の質の向上等に 療提供体制の確立を目指すこととし、医療情報の提供による適切な医療の選択の支援、医療機能の分 本計画の基本理念は、県民の医療に対する安心と信頼を確保し、良質な医療が適切に提供される医

第三節 計画の位置付け

より、その理念の実現を図るものとする。

会づくり」を実現するため、他の保健及び福祉分野の個別計画並びに宮城県震災復興計画と整合性を 本計画は、宮城の将来ビジョンに掲げられた基本方針の一つである、「安心と活力に満ちた地域社

計画期間

図るものとする。

本計画の計画期間は、平成三十年度(二千十八年度)から二千二十三年度までとする。

二編 東日本大震災からの復興

節 東日本大震災の発生 (3)

沿岸部の医療機関では、津波による壊滅的な被害を受けた。 平成二十三年三月十一日午後二時四十六分、三陸沖でマグニチュード九・○の地震が発生し、

一節 地域医療復興に向けた取組

できた。 これまで県では、 被災医療機関の復旧・復興をはじめとする、地域医療の再生・復興等に取り組ん

第三編 医療の現状

第一節

県の姿

人口、 位置、地勢等を示し、 本県の概要を把握する。

第二節 人口統計

人口の構成や推移、将来推計及び人口動態等を示し、本県の状況を把握する。 第三節 県民の受療状況

入院及び外来の別、施設別、傷病別、年齢別、受療地別等により、患者数、受療率、

医療圏ごとの

受療の依存状況等を示し、県民の受療状況を把握する。 第四節 医療施設の状況

医療施設数、病床数、病床利用率等を示し、本県の医療施設の状況を把握する。

第五節 医療従事者の状況

医師、 歯科医師、薬剤師、看護師等について、二次医療圏ごとの従事者数等を示し、 本県の医療従

事者の状況を把握する。

第六節 各圏域の状況

把握する。 圏域ごとに地理、人口、疾病、患者動向及び医療提供体制の状況等を示し、各圏域の特性や状況を

第四編 医療圏の設定と基準病床数

第一節 医療圏の設定

医療法第三十条の四第二項第十二号に規定する区域は、次の表のとおりとする。

大	仙	仙	
崎 •	台	南	圏
栗原	医	医	域
医療	療	療	名
巻	圏	巻	
栗原市、	宮仙が郡、郡、	白石市、	
大崎市、	黒塩 川竈 郡市、	角田市、	
加美郡、	名取市、	刈田郡、	
遠 田 郡	多賀城市	柴田郡、	区
	市、岩沼市、	伊具郡	域
	富谷市、		
	亘理郡、		

石巻・登米・気仙沼医療圏 石巻市、 気仙沼市、 登米市、 東松島市、 牡鹿郡、 本吉郡

特に

医療法第三十条の四第二項第十三号に規定する区域は、県全域とする。

また、隣県との境界周辺地域については、引き続き県間での関係機関による連絡調整及び連携強化

を推進し、円滑な医療の提供を図る。

第二節 基準病床数

第五十号)第三十条の三十に基づき算定)は、次の表のとおりとする。 医療法第三十条の四第二項第十四号に規定する基準病床数の種別(療養病床及び一般病床、 感染症病床並びに結核病床)ごとの区域別基準病床数(医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令 精神病

										ſ
六二	五四	域		全		県	床	病	核	結
二八	二九	域		全		県	床	症 病	染	感
六、一五一	五、〇二二	域		全		県	床	病	神	精
二、五九九	二、九八八	療 圏	石巻・登米・気仙沼医療圏	木・気:	・登出	石券				
二、六六四	二、七〇三	圏	医療	栗原	崎	大	床	病	般	_
111, 101	一二、〇五九	圏	療	医	台	仙	びび	床及び	療養病	療
一、三〇八	一、四五三	圏	療	医	南	仙				
平成二十九年九月三十日現在	平成三十年四月		ħ				另	<i>0</i>	月	di.
既存病床数	基準病床数		或		<u> </u>		IJ	病 未の重判	内 卡	<u>.</u>

第五編 医療提供体制

第一章 安全で良質な医療提供体制の整備

節 医療機能の分担・連携と集約化の促進

の在り方を示す。また、医療と介護の連携の推進について方向性を示す。

主な疾患の入院患者の圏域別依存状況等を踏まえ、医療圏ごとに求められる機能分担及び連携強化

第二節 地域医療支援病院の整備目標

医療法第三十条の四第三項第一号の規定に基づく同法第四条に規定する地域医療支援病院の整備目

する機能を有する公的病院を「地域の中核的な病院」に指定する。標は、各二次医療圏に一箇所以上整備されている状態の維持を目指すものとし、現に地域医療を支援

三節 医療安全対策

医療施設における法令等に基づく医療施設の双方から信頼されるよう適切な対応と支援に努めの運営について、患者・住民と医療施設との信頼関係の構築を支援することを基本として、中立的なの運営について、患者・住民と医療施設との信頼関係の構築を支援することを基本として、中立的なよって良質かつ適切な医療を推進し、県民の医療に対する信頼を高める。また、医療安全支援センターよって良質かの適切な医療を推進し、県民の医療に対する信頼を高める。また、医療安全支援センター

一章 いつでもどこでも安心な医療の提供

不一節 がん

提供や就労支援等の体制構築に取り組む。 提供や就労支援等の体制構築に取り組む。 できる環境を目指し、関係者等が連携し、効率的な医療・福祉サービスのがん医療の実現を目指し、がん医療の質の向上と、それぞれのがんの特性に応じたがん医療の均てんがん医療の実現を目指し、がん医療の質の向上と、それぞれのがんの特性に応じたがん医療の均てん必要な支援を受けることができる環境を目指し、関係者等が連携し、効率的な医療・福祉サービスの必要な支援を受けることができる環境を目指し、関係者等が連携し、効率的な医療・福祉サービスの必要な支援を受けることができる環境を目指し、関係者等が連携し、効率的な医療・福祉サービスの必要な支援を受けることができる環境を目指し、関係者等が連携し、効率的な医療・福祉サービスの必要な支援を受けることができる環境を目指し、関係者等が連携し、効率的な医療・福祉サービスの必要な支援を促するという。

二節 脳卒中

維持期医療のシームレスな連携を推進する。さらに、脳卒中の再発予防や、関係する人材の育成に努る体制の構築に取り組む。また、脳卒中に罹患した患者の生活の質の向上を目指し、急性期・回復期・健康づくり、発症予防に取り組むほか、発症後、病院前救護を含め、早急に適切な救急診療を実施す脳卒中による年齢調整死亡率の低下を目指し、メタボリックシンドローム該当者等の減少に資する

三節 心筋梗塞等の心血管疾患

回復期・維持期医療のシームレスな連携を推進する。施する体制の構築に取り組む。また、心筋梗塞等に罹患した患者の生活の質の向上を目指し、急性期・施する体制の構築に取り組む。また、心筋梗塞等に罹患した患者の生活の質の向上を目指し、急性期・する健康づくり、発症予防に取り組むほか、発症後、病院前救護を含め、早急に適切な救急診療を実する健康づくり、発症予防に取り組むほか、発症後、病院前救護を含め、早急に適切な救急診療を実心筋梗塞等による年齢調整死亡率の低下を目指し、メタボリックシンドローム該当者等の減少に資

界四節 糖尿病

かかりつけ医の連携等を通じて糖尿病患者の的確な管理・治療体制の整備を図る。り、発症予防に取り組む。また、糖尿病患者の合併症や重症化を防ぐことを目指し、糖尿病専門医と糖尿病患者の増加の抑制を目指し、メタボリックシンドローム該当者等の減少に資する健康づく

即 精神疾患

制を整備する。 す。また、統合失調症、うつ病・躁うつ病、認知症、児童・思春期精神疾患、 祉・介護、 神疾患に対応した患者本位の医療の実現が図られるように、医療機関、 療機関やその他の医療機関、 精神障害者が、 住まい、 地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるように、 社会参加、 地域援助事業者、 教育などを包括的に確保する 保健所、 市町村などが連携することで、 「地域包括ケアシステム」の構築を目指 保健所、 依存症などの多様な精 市町村などの連携体 医療、

第六節 救急医療

初期救急医療体制については、地域の救急医療資源の実情に応じた平日夜間及び休日の初期救急医療体制整備を支援し、また、かかりつけ医等による救急患者の受入れを促進する。二次救急医療体制を強化し、後方病床の確保、医師が診療可能な領域の拡大を図る。については、病院群輪番制の機能を強化し、後方病床の確保、医師が診療可能な領域の拡大を図る。三次救急医療体制については、救急科専門医を養成し、救急医療機関に配置するほか、救命救急セン三次救急医療体制については、救急科専門医を養成し、救急医療機関に配置するほか、救命救急センニの安定的運営の確保に努める。さらに、各救急医療の機能に応じた医療機関に配置するほか、救命救急と要地病院及び消防機関等との連携によるドクターへリの安全かつ効果的な運用、救急医療体制を出た。

第七節 災害医療

さらに、円滑な医療救護活動と保健衛生活動が行えるよう体制の整備に取り組む。重点的に充実させるため、国の原子力災害対策指針改正に基づき、原子力災害医療体制を構築する。重点的に充実させるため、国の原子力災害対策指針改正に基づき、原子力発電所に係る防災対策を救急患者への医療支援に備え、災害拠点病院等の充実を図る。また、原子力発電所に係る防災対策を大規模災害発生時に「防ぎ得る死」が発生しないよう、医療救護体制を構築する。災害時における

第八節 へき地医療

着を図る。
が安心して勤務・生活できるよう、動機付けやキャリア形成を支援し、へき地医療従事者の確保・定が安心して勤務・生活できるよう、動機付けやキャリア形成を支援し、へき地医療を担う医師診療所を支援するへき地医療拠点病院の役割強化と機能充実を図る。さらに、へき地医療を担う医師地域住民が適切な医療を受けることができるよう、へき地診療所の運営を支援する。また、へき地

九節 周産期医療

体制の確保、災害時の体制の強化、妊産婦のメンタルヘルスケア等への対応について連携強化を図る。供体制を確保する。新生児医療の有効活用のための後方支援の充実と小児の療養・療育支援が可能な周産期医療の機能分担及び連携強化、周産期医療従事者の確保・育成・再教育による安全な医療提

小児医療

ンを育成する。 日・夜間における適切な受診を誘導する取組を支援する。 人材育成や相談体制の充実及びレスパイト入院先の拡大に努める。さらに、災害時小児周産期リエゾ 小児科医師の確保や定着に努めるとともに、 また、発達障害を持つ子どもや医療を要する子どもを地域全体で支える体制を構築するための 医療資源の集約化・重点化や連携体制を強化する。 小児科専門医の育成やキャリア形成を支援

第十一節 在宅医療

や多職種連携に資する人材を育成する。 各地域における在宅療養支援体制充実のための取組を支援するとともに、在宅医療を担う医療従事者 施する医療機関や訪問看護ステーションの増加・規模拡大、後方支援体制の充実等に努める。また、 市町村や関係団体と連携を図りながら、在宅医療の普及啓発や体制整備を推進する。訪問診療を実

第十二節 歯科医療

報

歯科保健及び医療体制の構築を推進する え医科歯科連携を促進する。さらに、障害者等への対応や歯科救急医療体制の整備、災害時における 援する。また、五疾病患者や高齢者、 健康の保持増進に関わる歯と口腔の健康づくりを推進する。在宅療養者に対する歯科医療提供を支 入院患者等における口腔のケアや口腔機能管理の重要性を踏ま

第十三節 感染症対策

相談体制の充実を図る。ウイルス性肝炎に関する正しい知識の普及・啓発、検査・治療などの総合的 報を収集・分析して、県民や保健医療関係者等に提供する。感染症病床及び結核病床の確保により安 な推進を図り、要診療者に対する早期治療を促進して肝がんなどの予防を図る 定した医療提供体制を構築するとともに、感染症に関する知識の普及・啓発に努め、保健所での検査・ 新型インフルエンザ等の新興・再興感染症の発生に備え、関係機関との連携強化に努め、感染症情

宮

第十四節 難病対策

保健所による訪問等や難病相談支援センター、小慢さぽーとせんたーを設置し、支援体制の充実を図 置し、重症難病患者に対する医療を確保する。また、難病等患者及びその家族の負担を軽減するため、 活が継続できるよう、 難病等患者が、早期に正しい診断を受けることができる医療提供体制の構築を図る。 保健・医療・福祉の連携体制を緊密化するとともに、難病医療連絡協議会を設 地域で療養生

健康危機管理対策

また、 発生予防、拡大防止、 県民の生命と健康を脅かす健康危機が発生し、または発生の恐れがある場合に備えて、 県民への的確な情報提供に努め、日頃からリスクコミュニケーションの推進に努める。 治療等を図る健康危機管理体制を整備するとともに、その充実強化に努める。

(5)

理及び平常時からの訓練、 健康危機管理の拠点となる保健所においては、 研修による人材育成に重点的に取り組む 健康危機管理に係る責任者を中心とした情報の一元管

休

第三章 医療環境の充実強化

第 節 医療従事者の確保対策

定着を図るとともに、医療従事者及び診療科の地域的な偏在解消に向けた取組を推進する。 地域住民が健康で安心して暮らせるよう、地域医療を担う医師・看護師等の医療従事者の確保及び

一節 医療福祉情報化の推進

ワーク利用の普及を促進する。 効率的かつ効果的な医療・介護サービスの展開を目指し、ICTを活用した医療福祉情報ネット

第三節 医薬品提供体制

の参画を促進するとともに、災害時及び緊急時の医薬品供給体制を構築する 県民のセルフメディケーションを支援する。また、地域包括ケアを担う一員である薬局の在宅医療へ 医薬分業を推進し、かかりつけ薬剤師・薬局として、より安全で効率的な薬局機能の充実を図り、

第四節 血液確保及び臓器移植等対策

剤の適正使用を促進する。また、県民が臓器移植に対する理解を深めるよう普及啓発を行う。 若年層の献血者数の増加、安定的な集団献血の確保、 複数回献血の増加を目指すとともに、 血液製

第六編 地域医療構相

第一章 総論

節 医療需要・必要病床数及び居宅等における医療の必要量

二十五年の必要病床数等は、次の表のとおりとする 医療法施行規則に定められた計算式により、構想区域ごと及び病床の機能区分ごとに算出した二千

五八四		九八一	六八一	一九二	医療	仙沼层	石巻・登米・気仙沼医療圏	仓 ・ 登	石
四 八 四		六六九	五六七	一八二	療圏	医	栗原	崎.	大
五〇五	_	三、八九九	四、九九九	一、七九八	巻	療	医	台	仙
三三四		四五六	三五七	九三	圏	療	医	南	仙
慢性期	ЬB	回復期	急性期	高度急性期		ħ	<u>_</u>	l F	
		· 旅床数	必要病床数			或		₹	

11、11六三	一、九七六	石巻・登米・気仙沼医療圏	仙迢	米・気	登	石
一、八四一	1、0回0	療圏	医医	栗原	崎	大
八、二三八	八、七〇六	圏	療	医	台	仙
一、二五五	五三三	圏	療	医	南	仙
老健施設等その他(人/日)	訪問診療(人)		ħ			
ずの必要量	在宅医療等の必要量		或	-	₹	

二章 区域別構

7一節 仙南区域(仙南医療圏

の資質の向上を図るほか、医療従事者の離職防止・定着促進に向けた取組を進める。に、利用者が利用したい時に訪問診療や訪問看護等が提供できる体制の充実を図る。また、医療人材に、利用者が利用したい時に訪問診療や訪問看護等が提供できる体制の充実を図る。また、医療人材の資期機能の充実が必要になると見込まれる。在宅療養支援診療所等の一層の整備を図るととも

二節 仙台区域(仙台医療圏

図るほか、医療従事者の離職防止・県内定着促進に向けた取組を進める。に、往診や訪問看護等が二十四時間提供できる体制の整備を進める。また、医療人材の資質の向上を回復期機能の充実が必要になると見込まれる。在宅療養支援診療所等の一層の整備を図るととも

第三節 大崎・栗原区域(大崎・栗原医療圏)

止・定着促進に向けた取組を進める。 ・定着促進に向けた取組を進める。 ・定着促進に向けた取組を進める。 ・定着促進に向けた取組を進めるとともに、地域の実情に即した訪問診療等が提供できる体制の整備 けた病院間連携体制の整備を図るとともに、地域の実情に即した訪問診療等が提供できる体制の整備 に向している。在宅医療の効果的な展開に向

第四節 石巻・登米・気仙沼区域(石巻・登米・気仙沼医療圏

の質の向上や看護職員の養成体制の充実を図るほか、医療従事者の離職防止・定着促進に向けた取組の質の向上や看護職員の養成体制の充実を図るほか、医療従事者の離職防止・定着促進に向けた取組図るとともに、訪問診療や訪問看護等が二十四時間提供できる体制の整備を進める。また、医療人材図るとともに、訪問診療が等の一層の整備を回復期機能と慢性期機能の充実が必要になると見込まれる。在宅療養支援診療所等の一層の整備を

三章 地域医療構想の推進体制

第一節 地域医療構想調整会議

議論の内容に応じた協議の在り方等について検討する。にふさわしい医療提供体制の構築に向けた議論を深め、医療機関等の自主的な取組を支援する。また、「地域医療構想調整会議」を活用し、医療機関や関係者と様々なデータを共有するとともに、地域

七編 医療費適正化の推進

ものであることを基本的な理念とする。 県民生活の質の向上や良質な医療の提供を確保するものであること、超高齢社会の到来に対応する

第一章 医療費の動向を踏まえた医療等の現状と課題

第一節 医療費の動向

後期高齢者(七十五歳以上)の割合は、二千三十五年には二割を超えると見込まれている。人当たり医療費及びその伸び率が全国平均を上回るペースになっている。また、本県の人口に占めるりの医療費は全国平均より低く、伸び率も全国平均をやや下回っているが、医療保険者によっては一国民医療費は増加を続け、平成二十五年度には全国総額が四十兆円を超えた。本県では、一人当た

|節||生活習慣病及びメタボリックシンドロームの状況|

本県の医療費 (国民健康保険) における生活習慣病関連医療費の占める割合は約四割となっている。メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合は約三割で、全国ワースト三位となっている。メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合は約三割で、全国ワースト三位となっている。

第三節 現状と課題の総括

らの予防対策が重要であると考えられる。制していく対策が必要である。また、生活習慣病やメタボリックシンドロームについて、若年世代かる。県民の生活の質の向上や健康寿命の延伸、良質な医療の提供を確保しながら、医療費の伸びを抑る。県民の生活の質の向上や健康寿命の延伸、良質な医療の提供を確保しながら、医療費の伸びを抑急速な高齢化により本県の医療費は増加が続き、それに伴い県民の負担が増加することが懸念され

第二章 取組と目標

第一節 目指すべき取組と目標

適正使用、地域医療構想の推進に取り組む。別組む。また、医療の効率的な提供の推進として、受診の適正化、後発医薬品の使用促進、医薬品のり組む。また、医療の効率的な提供の推進として、受診の適正化、後発医薬品の使用促進、医薬品のり組む。また、医療の効率的な提供の推進として、一次予防の推進(適正体重の維持とバランスの取れた食生活・食県民の健康の保持の推進として、一次予防の推進(適正体重の維持とバランスの取れた食生活・食具民の健康の保持の推進として、一次予防の推進(適正体重の維持とバランスの取れた食生活・食

第二節 計画期間における医療費の見込み

る。 数値目標が達成された場合は八、四八三億円となり、 健診と特定保健指導の実施率向上や糖尿病の重症化予防、 医療費適正化の取組を行わない場合の医療費は、二千二十三年度で八、 一〇一億円の適正化効果があるものと推計され 後発医薬品の普及等に取り組んだ上で国の 五八四億円になるが、 特定

第八編 計画の推進と進行管理

第一章 計画の推進

第一節 関係機関等の役割分担

する。 県、 県民、 医療関係者、保険者等、行政はそれぞれの役割を認識し、連携を保ちながら施策を推進

一節 計画の推進と連携体制

議会」等との密接な協調と連携により計画を推進していく 「宮城県医療審議会」、「地域医療協議会」及び各地区の「地域医療対策委員会」、「地域医療対策協

一章 計画の進行管理

報

第一節 PDCAサイクルの推進

め、 施策の進捗状況や目標値の達成状況について評価を行い、目標値の再設定や施策の見直しを行うた PDCAサイクルを用いて計画を推進していく。

第二節 計画の実績評価

いながら、適切な進行管理に努めていく。 確認を行うとともに、その結果を宮城県医療審議会に報告する。必要に応じ計画の見直しや変更を行 施策等の進捗状況について実績評価を行うため、各疾病・事業ごとの協議会等で毎年進捗状況等の

○宮城県告示第三百八十七号

宮

救急病院と認定した。 救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を

平成三十年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称
所在地
認定年月日
認定の有効期限

○宮城県告示第三百八十八号

(7)

児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通

> 所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。 平成三十年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

四五一六〇〇〇四三	事業所番号
三十四 でしまの でしまの でしまの でしまの 明石 でしまの 明石 でしまの 明石 でしまり 明石	所在地
ービス	支援の種類指定障害児通所
ション M コーポン レー I	設置者名
月一日 平成三十年四	指定年月日

0

○宮城県告示第三百八十九号

あったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。 四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出が 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第

平成三十年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇四一一四〇〇一六一	〇四一〇二〇〇五五四	〇国一〇二〇〇国长三	〇四一〇二〇〇四五五	〇四一〇二〇〇二九九	事業所番号
百六十四-一百六十四-一	十七番十八号 石巻市丸井戸三丁目 石巻市丸井戸三丁目	- 六 石巻市垂水一丁目六 一六	十五石巻市開成一番地三十五	こーぷのお家いしのこーぷのお家いしの	所在地の名称及び
同行援護	重度訪問介護	同行援護	同行援護	重度訪問介護	福祉サービスの種類廃止する指定障害
城株式会社	ら 動法人あおぞ が	城株式会社 とシトケア宮	城株式会社	こーぷ福祉会	設置者名
月 三 十 一 日 三 十 二 日 三 二	月三十一日 平成三十年三	月三十一日 平成三十年三	月三十一日 平成三十年三	月三十一日	廃止年月日

○宮城県告示第三百九十号

(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり

実施する。

平成三十年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成三十年四月三日

六 月同 八 日	六月六日	六 月 五 日	六 月同 四 日	六 月同 日	五月二十五日	五月二十三日	五月二十二日	五月二十一日	五 月 十 八 日	五月十六日	五月同十五日	五 月同 十四 日	五月同十一日	五月同八日	五月七日年	実施年月日
大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	涌	涌	涌	
崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎	谷	谷	谷	実
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	町	町	町	施
松	鹿	岩	岩	古	古	古	古	古	田	鳴	鳴	\equiv	涌	涌	箟	区
	島	出	出									本				域
山	台	山	山	Л	Л	Л	Ш	Л	尻	子	子	木	谷	谷	岳	
正午まで	午後二時三十分まで	午後二時三十分まで	午後二時三十分まで午前十時三十分から	午後二時三十分まで	午後二時三十分まで午前十時三十分から	午後二時三十分まで	午後二時三十分まで午前十時三十分から	午後二時三十分まで午前十時三十分から	午後二時三十分まで午前十時三十分から	午後二時三十分まで午前十一時から	午後二時三十分まで午前十一時から	午後二時三十分まで午前十時三十分から	午後二時三十分まで午前十時三十分から	午後二時三十分まで	正午まで 午前十時三十分から	検査受付時間
松山公民館	鎌田記念ホール	岩出山総合支所車庫	岩出山総合支所車庫	西古川地区公民館	長岡地区公民館	ラザ) 古川保健福祉プラザ(Fプ	ラザ) 古川保健福祉プラザ(Fプ	ラザ) 古川保健福祉プラザ(Fプ	田尻老人福祉センター	鳴子公民館	鳴子公民館	三本木野球場	くがね倉庫さくら館	くがね倉庫さくら館	箟岳公民館	実施の場所

学校の農産物等の販売に係る生産物売払代金の徴収事務を平成三十年三月十六日次のとおり委託した。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、 宮城県農業大

宮城県知事 村 井 嘉

委託の相手方

大崎市古川狐塚字西田三十番地

株式会社古川青果地方卸売市場

委託期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百九十二号 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により県営藤田地区土地改

日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。 なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

良事業農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業(経営体育成型))計画を定めたので、同条第五

平成三十年四月三日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

縦覧に供する書類の名称

縦覧期間 土地改良事業計画書の写し

縦覧場所

平成三十年四月三日から平成三十年五月二日まで

栗原市役所

○宮城県告示第三百九十三号

土地改良事業農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業(経営体育成型))計画を定めたので、同 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により県営稲屋敷・袋地区

条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の

平成三十年四月三日

○宮城県告示第三百九十一号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

土地改良事業計画書の写し

縦覧期間

縦覧に供する書類の名称

縦覧場所

平成三十年四月三日から平成三十年五月二日まで

 \equiv 栗原市役所

○宮城県告示第三百九十四号

項の規定により次のとおり縦覧に供する。 良事業農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業(経営体育成型))計画を定めたので、同条第五 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により県営上沼地区土地改

日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。 なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の

平成三十年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

縦覧期間 土地改良事業計画書の写し 縦覧に供する書類の名称

平成三十年四月三日から平成三十年五月二日まで

三 縦覧場所

栗原市役所

○宮城県告示第三百九十五号

項の規定により次のとおり縦覧に供する 良事業農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業(経営体育成型))計画を定めたので、同条第五 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により県営船越地区土地改

日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。 なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の

平成三十年四月三日

縦覧期間

(9)

宮城県知事 村 井 嘉

浩

縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

平成三十年四月三日から平成三十年五月二日まで

三 縦覧場所

大崎市役所

○宮城県告示第三百九十六号

改良事業農村地域防災減災事業(用排水施設等整備事業(湛水防除事業))計画を定めたので、同条 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により県営山王江地区土地

第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の

宮城県知事

村

井

嘉

浩

平成三十年四月三日

縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

縦覧期間

平成三十年四月三日から平成三十年五月二日まで

三 縦覧場所

大崎市役所

○宮城県告示第三百九十七号

地区土地改良事業農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業(経営体育成型))計画を定めたので、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により県営出来川左岸上流

同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の

平成三十年四月三日

縦覧に供する書類の名称

宮城県知事

村

井

嘉

浩

土地改良事業計画書の写し

縦覧期間

平成三十年四月三日から平成三十年五月二日まで

縦覧場所

涌谷町役場及び美里町役場

○宮城県告示第三百九十八号 土地改良法

地改良事業(農地中間管理機構関連事業)計画を定めたので、同条第七項において準用する同法第八 十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。 (昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定により県営葉坂地区土

する同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請 なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第七項において準用

求をすることができる。

平成三十年四月三日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

縦覧期間

平成三十年四月三日から平成三十年五月二日まで

縦覧場所 柴田町役場

○宮城県告示第三百九十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安

林の指定を解除する。

城

平成三十年四月三日

宮

宮城県知事 村 井 嘉

浩

解除に係る保安林の所在場所

本吉郡南三陸町歌津字草木沢一二四の三

保安林として指定された目的

解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第四百号

おり免許した。 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、公有水面埋立てを次のと

平成三十年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

(15)の地点

③の地点 ⑫の地点 免許年月日

平成三十年三月二十八日

免許を受けた者の名称

 \equiv

埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

埋立区域

位置

第一種室浜漁港区域内

(___) 区 域 東松島市宮戸字樫木山五番に隣接する公有水面

緯三八度二○分四九秒三七五六、東経一四一度○九分一四秒○七四八)から一七六度二九分三 一秒、九一・五七八メートルの地点 ①の地点 主要地方道奥松島松島公園線(県道二十七号線)に設置した公共二級基準点(北 年一月二十五日付け宮城県指令第八十五号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線 トル)における公有水面と陸地との境界線、⑩の地点から⑩の地点までを順次に結ぶ平成十七

①の地点から⑩の地点までを順次に結ぶ平成二十八年の春分の満潮位(DL+一・二〇メー

(DL+一・七○メートルより決定)、⑩の地点と①の地点を結んだ線により囲まれた区域

②の地点 ①の地点から 一度一八分五〇秒 一三・五二一メートルの地点

③の地点 ②の地点から 三五五度二五分一六秒 九・四〇三メートルの地点

④の地点

③の地点から 三五二度〇五分五七秒 九・四〇二メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から 三四八度四三分二八秒 四・七三四メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 三四七度三九分二六秒 四・八〇九メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から 三四七度二二分〇五秒 二〇・〇〇一メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から 三四七度一六分三〇秒 五・二九五メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点 ⑨の地点から ⑧の地点から 三四九度五〇分一七秒 三四七度四八分五六秒 二〇・六四三メー 四・八五六メー トルの地点 トルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から 三五三度二五分四七秒 二〇・六五二メー トルの地点

⑪の地点から 三五六度四二 一分二二秒 二〇・六五八メー トルの地点

⑫の地点から 三五九度五八分四〇秒 二〇・六六五メー ルの地点

他の地点から ③の地点から 三度一二分二四秒 五度〇九分〇七秒 二〇・一八三メー ○・四九○メー トルの地点 ルの地点

(11) 平成30年4月3日	火曜日	宮 城	県 公 報		第2947号
②の地点 ⑩の地点から 二六五度〇六分一一秒 六・三一四メートルの地点 ①の地点 ⑩の地点から 二六五度〇六分一一秒 六・三一四メートルの地点 五、〇一〇・五八平方メートル(埋立区域) 位 置 第一種室浜漁港区域内	の地点 ③の地点から 一六八度四一分二八秒 一九・八五二メートルのの地点 ③の地点から 一六八度四一分二八秒 一九・六七六メートルのの地点 ⑤の地点から 一六四度五○分五一秒 一四・八六七メートルのの地点 ⑤の地点から 一十四度五○分五一秒 四・八一四メートルのの地点 ⑤の地点から 一十〇度三五分二〇秒 四・八一四メートルの	③の地点 ④の地点から 一七二度一四分○八秒 二○・○五二メートルの地点 ③の地点 ③の地点から 一七八度三一分○七秒 一五・五五○メートルの地点 ③の地点から 一九一度四六分一〇秒 二一・四四四メートルの地点	地点 ⑳の地点から 一九四度五九分三四秒 二〇・九六七メートルの地点 ⑳の地点から 一八一度四九分三三秒 一八・一一〇メートルの地点 ⑳の地点から 一八一度四九分三三秒 一八・一一〇メートルの地点 ⑳の地点から 一九四度五九分三三秒 一八・四四三メートルの地点 ⑳の地点から 一七九度二八分五八秒 〇・四四三メートルの地点 ㉑の地点から 一七九度二八分五八秒	地点 ②の地点から 二八八度一九分一五秒 一八・一二〇メートルの地点 ②の地点から 五三度一七分一八秒 一八・一二〇メートルの地点 ②の地点から 一七八度二〇分二四秒 二一・二二八メートルの地点 ③の地点から 一七一度〇三分一五秒 二一・二二八メートルの地点 ③の地点から 一七一度〇三分一五秒 二一・二二八メートルの地点 ③の地点から 一七六度二五分一九秒 一八・九七二メートルの地点 ⑤の地点から 一七六度二五分一九秒 一八・九七二メートルの地点 ⑤の地点から 一七六度二五分一九秒 一八・九七二メートルの地点 ⑤の地点から 二二七世二人から 14日によっている。	⑩の地点 ⑱の地点から 一六度二一分○一秒 二○・六九九メートルの地点 ⑱の地点 ⑯の地点から 一三度○四分三八秒 二○・六九三メートルの地点 ⑯の地点 ⑮の地点から 大度三一分四一秒 二○・六九六メートルの地点
○の地点 ③の地点から 一七六度二五分一九秒 一八・九七二メートルの地点 ⑤の地点 ③の地点から 一八三度一八分二八秒 一五・三七三メートルの地点 ③の地点 ⑤の地点から 一七八度二〇分二四秒 二一・二二八メートルの地点 ③の地点 ③の地点から 一七八度二〇分二四秒 二一・二二八メートルの地点 ③の地点 ③の地点から 一七八度二〇分二四秒 二一・二二八メートルの地点 ○の地点 ③の地点から 一七六度二五分一九秒 一八・九七二メートルの地点	地点 ②の地点から 一三度〇四分四八秒 二一・〇四二メートルの地点 ③の地点から 一三度〇四分四八秒 二一・〇四八メートルの地点 ③の地点から 一三度〇四分四八秒 二一・〇四二メートルの地点 ④の地点から 五度一〇分二五秒 〇・四九九メートルの地点	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	地点 ②の地点から 三四九度三四分五七秒 四・八〇九メートルの地点 ③の地点から 三四七度三四分五〇秒 四・九四三メートルの地点 ③の地点から 三四七度三四分五〇秒 四・九四三メートルの地点 ③の地点から 三四九度五一分〇六秒 二一・〇〇五メートルの地点 ③の地点から 三四八度〇四分五七秒 四・八〇九メートルの地点 ③の地点から 三四八度〇四分五七秒	地点 ②の地点から 三四八度四二分四八秒 一四・四六〇メートルの地点 ③の地点から 三五六度五九分五七秒 一元・〇三五メートルの地点 ③の地点から 三五六度〇八分三九秒 一九・〇三九メートルの地点 ③の地点から 三五六度〇八分三九秒 一九・〇三九メートルの地点 ③の地点から 三五八度四二分四八秒 一四・四六〇メートルの地点 ④の地点から 三五八度四二分四八秒 一四・四六〇メートルの地点 ④の地点から 三四八度四二分四八秒 一次 1 0 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	TP+○・七○メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域次の各地点を順次に直線で結んだ線及び⑦の地点と⑪の地点と結ぶ朔望平均満潮位(HWL豆) 域

律第百号)第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。 ○宮城県告示第四百一号 四 大崎市から大崎広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法 縦覧場所 都市計画の種類及び名称 埋立地の用途 平成三十年四月三日 道路施設用地 名称 面 ⑦の地点 ⑪の地点 ⑤の地点 回の地点 3の地点 やの地点 色の地点 図の地点 公の地点 ③の地点 ②の地点 歩の地点 ◇の地点 ⑦の地点 心の地点 小の地点 六 古川七日町西地区計画 九〇六・三九平方メートル(施行区域) 大崎広域都市計画地区計画 ⑪の地点から **⑤の地点から** 国の地点から ①の地点から 図の地点から 公の地点から 心の地点から (/)の地点から 世の地点から 色の地点から ③の地点から ②の地点から 雨の地点から ◇の地点から ⑦の地点から ②の地点から 二六六度〇七分〇五秒 二六五度〇六分一一秒 二〇一度二四分〇九秒 一八二度三三分五一秒 一六八度四一分二八秒 一六七度〇〇分三三秒 一七二度一四分〇八秒 一七八度三一分〇七秒 六四度五○分五一秒 九六度一七分〇三秒 七〇度三五分二〇秒 八〇度〇二分五〇秒 九一度四六分一〇秒 九四度五九分三四秒 八一度四九分三三秒 七九度二八分五八秒 宮城県知事 二一・四四四メートルの地点 二〇・九六七メートルの地点 二〇・〇五二メートルの地点 二〇・九四四メートルの地点 一五・五五〇メートルの地点 一三・三二二メートルの地点 一九・八五二メートルの地点 一九・六七六メートルの地点 一八・一一〇メートルの地点 一四・八六七メートルの地点 一九・四二九メートルの地点 四・八一四メートルの地点 四・八六二メートルの地点 五・五六九メートルの地点 六・三一四メートルの地点 ○・四四三メートルの地点 村 井 嘉 浩

報

律第百号)第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。 大崎市から大崎広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法

平成三十年四月三日

五月三日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

都市計画の種類及び名称

種類 大崎広域都市計画第一種市街地再開発事業

名称 大崎市古川七日町西地区第一種市街地再開発事業

二 縦覧場所

2

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第四百三号

法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆東松島市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年

の縦覧に供する。

平成三十年四月三日

都市計画の種類及び名称

宮城県知事

村

井

嘉

浩

種類 石巻広域都市計画地区計画

名称 野蒜ケ丘地区地区計画

2

一縦覧場所

宮城県庁 (土木部都市計画課)

○宮城県告示第四百四号

律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の大崎市から大崎広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法

縦覧に供する

平成三十年四月三日

都市計画の種類及び名称

宮城県知事

村

井

嘉

浩

種類 大崎広域都市計画地区計画

2 名称 古川南地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課

○宮城県告示第四百二号

宮城県庁(土木部都市計画課

平成三十年四月三日

区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、階上大谷土地改良

○宮城県告示第四百七号

宮城県庁 (土木部都市計画課)

宮

2

名称 五・五・一号新世紀公園

縦覧場所

○宮城県告示第四百五号

縦覧に供する。 律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の 大崎市から大崎広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法

平成三十年四月三日

都市計画の種類及び名称

宮城県知事

村

井

嘉

浩

種類 大崎広域都市計画集落地区計画

縦覧場所 名称 鶴ヶ埣集落地区計画

2 1

○宮城県告示第四百六号

宮城県庁 (土木部都市計画課)

律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の 縦覧に供する。 大崎市から大崎広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法

平成三十年四月三日

都市計画の種類及び名称

種類 大崎広域都市計画公園

村 井 嘉

浩

宮城県知事

宮城県気仙沼地方振興事務所

所 大 森 克 之

就任した者

就 任 年 月 日

氏 名 住

所

役職名

							_ =												
平成二十九年十月二十一日	平成二十九年十月二十一日	平成二十九年十月二十一日	平成二十九年十月二十一日	平成二十九年十月二十一日	平成二十九年十月二十一日	退任年月日	退任した者	平成二十九年十月二十二日	平成二十九年十月二十二日	平成二十九年十月二十二日	平成二十九年十月二十二日	平成二十九年十月二十二日	平成二十九年十月二十二日	平成二十九年十月二十二日	平成二十九年十月二十二日	平成二十九年十月二十二日	平成二十九年十月二十二日	平成二十九年十月二十二日	平成二十九年十月二十二日
芳	髙	遠	野	小野	小			堀	畠	鈴	佐	佐	小野	畠	髙	遠	野	小野	小
賀	橋	藤	村	寺	野	氏		内	山	木	藤	藤	寺	山	橋	藤	村	寺	野
源太郎	利	修	橘	隆	武			勝		敏	_	美千夫	長三	正	利	修	昌	隆	武
郎	夫	平	郎	_	久	名		昭	忠	栄	夫	夫	郎	郎	夫	平	文	_	久
気仙沼市波路上牧二十六番地	気仙沼市本吉町石川原百六十四番地	気仙沼市本吉町後田三十三番地	気仙沼市本吉町野々下百七番地一	気仙沼市本吉町野々下百十四番地四	気仙沼市本吉町道貫二十九番地	住		気仙沼市本吉町後田百二十八番地	気仙沼市長磯原十番地	気仙沼市長磯原ノ沢五十八番地	気仙沼市長磯原三十一番地五	気仙沼市波路上原八十一番地	気仙沼市長磯七半沢八十八番地	気仙沼市波路上後原二十八番地	気仙沼市本吉町石川原百六十四番地	気仙沼市本吉町後田三十三番地	五、気仙沼市本吉町大谷二百八十三番地	気仙沼市本吉町野々下百十四番地四	気仙沼市本吉町道貫二十九番地
理	理	理	理	理	理	役職名		監	監	理	理	理	理	理	理	理	理	理	理
事	事	事	事	事	事	名		事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事

泊 動 |X|掝

Ÿ

併

盐

亭 衆 \blacksquare

9 开 名

管轄区域

県仙台中央警察署の 別表に規定する宮城 下「条例」という。) 城県条例第32号。以 る条例(昭和29年宮 警察署の名称、位置 及び管轄区域に関す

÷

翢

厅

秨

仙台市泉区実沢字男生山8番27

单

藤

毐

仙台市青葉区梅田町1番58号

给

 \star

克

1

仙台市若林区清水小路 1 番地

1

 \mathbb{H}

英

4

仙台市青葉区土樋1丁目7番14

 \mathbb{H}

4

푴

仙台市青葉区大町1丁目1番22

平成二十九年十月二十一日	平成二十九年十月二十一日	平成二十九年十月二十一日	平成二十九年十月二十一日	平成二十九年十月二十一日	平成二十九年十月二十一日
堀	畠	鈴	佐	佐	小野寺
内	山	木	藤	藤	寺
勝		敏	_	美千夫	長三
昭	忠	栄	夫	夫	郎
気仙沼市本吉町後田百二十八番地	気仙沼市長磯原十番地	気仙沼市長磯原ノ沢五十八番地	気仙沼市長磯原三十一番地五	気仙沼市波路上原八十一番地	気仙沼市長磯七半沢八十八番地
監	監	理	理	理	理
事	事	事	事	事	事

公 安 委 員 숲

〇宮城県公安委員会告示第44号

報

公

城県公安委員会規程第1号) 第3条の規定により少年指導委員を平成30年4 指導委員規則(昭和60年国家公安委員会規則第2号)第2条及び少年指導委 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第125

29年宮城県公安委員会告示第42号) は廃止する。 なお、少年指導委員の委嘱(平成28年宮城県公安委員会告示第46号)、少

平成30年4月3日

宮城県公安委員会

_				_	-	-		
仙台市太白区秋保町湯元字薬師99番地	運章	i 国		臣				58号
仙台市若林区一本杉町26番35号	雅子	奉		抽				8番27号
仙台市若林区荒町133番地の13	癀	#		求				番地
仙台市太白区郡山6丁目3番5-7号	由起子	本		の管轄区域 西	9 1			7番14-601号
仙台市太白区茂庭字梨野西22番地の3	惠美子	田		条例別表に規定する 沼 守昧退仙台南警察要	《 企			1番22号
仙台市青葉区立町16番27号	十		庫	冲				5及び住所
仙台市青葉区中央2丁目5番2号	美	河		III.]	哲男	· 安員会委員長 山口
仙台市青葉区一番町1丁目7番11号	部	住		安				
仙台市青葉区立町16番14号	湾	理		佐		平成	· 元	号)、少年指導委員の委嘱(平成
仙台市青葉区五橋2丁目4番5-304号	嫐	秦		細		(<u>\$</u>	5	100 T 172 F H 1357 C
仙台市青葉区土樋1丁目7番14-501号	真理子	+		III.		年が高され	昭和60:	F指導委員運営規程(昭和60年宮 F30年4月1日付けで 次のとお
仙台市青葉区立町16番22-1103号	个子	暴		·报		少年	[項	律第122号)第38条第1項、少年
仙台市青葉区五橋2丁目4番5-901号	佐喜代	*		茨				
仙台市青葉区本町2丁目19番15号	子車	地		摇				
仙台市青葉区片平1丁目4番10-703号	第 子	樂		淘		4.	監事	後田百二十八番地
仙台市青葉区落合 3 丁目10番地の 8	久次郎	求		一		7	監事	十番地
仙台市青葉区五橋1丁目1番45-418号	後雄	砂 1		河		4.	理事	ノ沢五十八番地
仙台市泉区寺岡2丁目9番9号	整一郎	野		[sa]		4.	理事	三十一番地五
仙台市若林区新寺1丁目6番8-1002号	朝子	内		横		7	理事	原八十一番地
仙台市青葉区五橋1丁目1番45-209号	禁 一		ш П			- T	理事	半沢八十八番地
				1	-]		

選 ・
마
神
樂
佐
日 % 不 1 的 目 然 有 2) 管轄 区域
条例別表に規定する「八合情目工券整候製の」
日 % 不 〉 日 目 ※ 4 ~
条例別表に規定する 高
音轉区域
条例別表に規定する
白坂宗恒証言祭有の 管轄区域
条例別表に規定する

	信 志 遠田郡涌谷町涌谷字小人町17番地
条例別表に規定する 氏 家	みよ子 大崎市古川駅南1丁目19番地
人。	澄 子 大崎市古川台町3番5号
宮城県日石警祭者の 管轄区域 半 澤	隆 大崎市古川字大奥防56番地
条例別表に規定する 佐 藤	第 勇 大崎市田尻大嶺字百塚18番地
平間	和 江 大崎市古川馬櫛字不動 2 番地
加納	昇 大崎市鹿島台木間塚字阿久戸1番地
	貴代子 本吉郡南三陸町歌津字吉野沢61番地159
升 籾	たつ子 本吉郡南三陸町志津川字廻館15番地74
宮城県大河原警察署 一 の管轄区域 石 井	佳 彦 石巻市飯野字宮下南117番地
条例別表に規定する 佐 藤	千代以 石巻市北上町女川字蔵和田45番地
宮城県加美警察署の 管轄区域 石 山	俊 郎 登米市東和町米谷字本町226番地
条例別表に規定する 早 坂	勝 徳 登米市登米町寺池前舟橋90番地
宮城県鳴子警察署の 一	昭 雄 登米市迫町森字吐出521番地
条例別表に規定する 髙 僑	とみ子 登米市中田町浅水字下川面10番地
音輔区域 柴 田	純 一 気仙沼市長磯原の沢5番地6
条例別表に規定する 加 藤 富士子	政 恵 気仙沼市岩月宝ヶ沢230番地5
音轉区域 伊藤	智 気仙沼市唐桑町中113番地1
条例別表に規定する 荘 司 守禄目共御鑿候駅の	_
- 8 白 % () () () () () () () () () (田・宮・米校両日めおい。3月日1毎時8日知めおい五光12-8